

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日を除く)

療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◆告示 保険医療機関等の指定

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示

土地収用法による事業の認定

開発行為に関する工事の完了(二件)

収入証紙の小売りさばき人の指定

昭和六十一年四月鳥取県告示第四百八十七号中訂正

告示

鳥取県告示第五百六十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大家 医院	鳥取市吉方町二丁目四一〇	昭和六十年五月九日
大塩 内科 医院	鳥取市若桜町四九一八	"
竹内 クリニック	鳥取市新町二二二	昭和六十年五月七日
車尾 診療 所	米子市車尾九〇四一五	昭和六十年五月一日
井上 内科 医院	米子市中島三三二一五	
伊藤 皮膚 泌尿器 科 医院	倉吉市山根四八八一三	"
上田 耳鼻咽喉科 医院	八頭郡智頭町大字郷原一五一	"
遠藤 医院	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七	昭和六十年五月九日
井 上 医 院	西伯郡中山町田中五七〇一一	昭和六十年五月一日
江原 歯科 医院	"	

桜井皮膚科医院	鳥取市永楽温泉町一六三	昭和六十年五月九日
小徳歯科境診療所	境港市元町四一	昭和六十年五月一日
急診療所	境港市元町一一三	"
鳥取県漢学総合病院	鳥取市吉方温泉三丁目七五ー	"
大山寺田中外科	西伯郡大山町大山四五一七	"

鳥取県告示第五百六十九号
 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき
 事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
 告示する。

昭和六十年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市倉田体育館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市八坂字揚岸地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第一十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第五百六十八号
 次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和六十年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
東宝企業株式会社	東宝ストア由良店	東伯郡大栄町大字六尾二三二

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和六十年三月二十七日 鳥取県指令受都計第三十八号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市日原字道狭
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市日原三六三 清水 實

開発許可の年月日及び番号
昭和六十年五月十七日

開発区域に含まれる地域の名称
米子市西三柳

開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市西三柳一七七一二 清水 實

代表取締役 遠藤実雄

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十九年十二月二十四日 鳥取県指令受米土維八第八百二十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市西三柳字大沢十五

開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市西三柳一七七一二

正誤
八段行誤
八上終わりから三字添谷奥字添谷奥

鳥取県告示第五百七十二号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
昭和六十年 五月十六日	四五一	東伯郡羽合町大字 田後三〇二一一二	株式会社 銀行羽合	東伯郡羽合町大字 田後三〇二一一二
	支店			株式会社山陰合同 銀行羽合支店

昭和六十年四月鳥取県告示第四百八十七号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。